

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 9 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	人口動態調査	2
	農林業センサス	5
2	一般統計調査の承認	7
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	8
	(2) 変更	10

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.9.6	人口動態調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室
H30.9.12	農林業センサス	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課 センサス統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	人口動態調査
承認年月日	平成30年9月6日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室
目的	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、明治4年の戸籍法の制定を受け、明治5年から始まったものであり、明治31年の戸籍法改正により、内閣統計局で処理されることになった。第二次世界大戦後の一時期は、内閣統計局の後継組織である総理庁統計局において所掌されていたが、昭和22年6月に旧統計法に基づく指定統計調査として位置付けられた後、同年9月に、所管が総理庁から厚生省（現在の厚生労働省）に移され、現在に至っている。</p> <p>なお、新統計法の施行に伴い、平成21年4月からは、基幹統計調査に移行している。</p>
調査票の構成	1－出生票 2－死亡票 3－死産票 4－婚姻票 5－離婚票
公表	インターネット及び印刷物（月報：調査月の約2か月後（速報）、約5か月後（概数）、年報：調査実施翌年の6月上旬（概数）、9月（確定数））
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年1月分以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①報告を求める事項の変更（新たな元号に改正されることに伴う表記方法の変更）、②調査結果の公表の方法の一部変更（調査結果報告書について、平成29年分より、全ての統計表の掲載から主要な統計表の掲載への変更）</p>
調査票－1	出生票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	出生の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調査事項	1. 子の氏名・父母との続き柄・男女別、2. 生まれたとき、3. 生まれたところ、4. 子の住所、5. 父母の氏名・生年月日、6. 父母の国籍、7. 同居を始めたとき、8. 子が生まれたときの世帯の主な仕事、9. 子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、10. 子が生まれたところ及びその種別、11. 体重及び身長、12. 単胎・多胎の別、13. 妊娠週数、14. この母の出産した子の数、15. 出生に立ち会った者
調査票－2	死亡票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく死亡の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	市町村
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把握時	死亡の発生時点
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日

調 査 事 項	1. 氏名、2. 男女別、3. 生年月日、4. 死亡したとき、5. 死亡したところ、6. 死亡した人の住所、7. 死亡した人の国籍、8. 死亡した人の夫又は妻の有無、9. 死亡した人の夫又は妻の年齢、10. 死亡したときの世帯の主な仕事、11. 死亡したときの職業・産業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、12. 死亡したところの種別、13. 死亡したところの施設名、14. 死亡の原因、15. 死因の種類、16. 外因死の追加事項、17. 生後1年未満で病死した場合の追加事項、18. その他特に付言すべきことから、19. 施設の所在地又は医師の住所及び氏名
調 査 票 - 3	死産票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づく死産の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把 握 時	死産の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 父母の国籍、2. 父母の氏名及び年齢、3. 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別、4. 死産があったとき、5. 死産があったときの母の住所、6. 死産があったときの世帯の主な仕事、7. 死産があったときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）、8. この母の出産した子の数、9. 妊娠週数、10. 死産児の体重及び身長、11. 胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産）、12. 死産があったところの種別、13. 単胎・多胎の別、14. 死産の自然人工別、15. 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16. 胎児手術の有無、17. 死胎解剖の有無、18. 死産に立ち会った者
調 査 票 - 4	婚姻票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく婚姻の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【収集】郵送・オンライン
把 握 時	婚姻の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 氏名及び生年月、2. 夫の住所、3. 国籍、4. 婚姻後の夫婦の氏、5. 同居を始めたとき、6. 初婚・再婚の別、7. 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事、8. 同居を始める前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）
調 査 票 - 5	離婚票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	戸籍法の規定に基づく離婚の届出を受けた市町村
客体数／母集団数	約1,900
選 定 方 法	全数

母 集 団 情 報	市町村
配 布 ・ 取 集	【配布】オンライン、【取集】郵送・オンライン
把 握 時	離婚の発生時点
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	都道府県知事から厚生労働大臣への提出期限は、保健所長から調査票の送付を受けた翌月5日
調 査 事 項	1. 氏名及び生年月、2. 国籍、3. 離婚の種別、4. 調停、審判、和解、請求の認諾又は判決の年月、5. 未成年の子の数、6. 同居を始めたとき、7. 別居したとき、8. 別居する前の住所、9. 別居する前の世帯の主な仕事、10. 別居する前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）

【調査名】	農林業センサス
承認年月日	平成30年9月12日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、農林業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。</p> <p>このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に農林業センサスの一環である「昭和30年臨時農業基本調査」として、農山村地域（農業集落）に関する調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、林業に関する調査が加えられた。</p> <p>平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」においては、新たに「農業サービス事業体調査」が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化など、大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」においては、新たに「林業サービス事業体等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。</p> <p>また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」においては、農林業の基本的構造について、経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る調査を農林業経営体に係る調査に、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、更に林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。</p>
調査票の構成	1－農林業経営体調査票 2－農山村地域調査票（市区町村用） 3－農山村地域調査票（農業集落用）
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（概要：2020年11月末、詳細：2021年3月末以降）
備考	<p>今回の承認は、2020年以降の調査についての変更承認</p> <p>主な承認内容は、①調査の名称について、西暦の末尾が「0」の年に実施する本調査の調査実施上の通称として「世界農林業センサス」としてきたのを取りやめ、西暦の末尾が「5」の年に実施する本調査と同様に「農林業センサス」に統一、②農林業経営体調査票において、常雇いの実人数・従事日数を把握する調査事項の変更等、③農山村地域調査票（農業集落用）において、農業集落の立地条件を把握する調査事項の削除、④農林業経営体調査票及び農山村地域調査票（市区町村用）におけるオンライン調査の拡充及び農山村地域調査票（農業集落用）における郵送調査及びオンライン調査の導入等、⑤集計事項の一部変更等</p>
調査票－1	農林業経営体調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。
客体数／母集団数	約1,410,000
選定方法	全数
母集団情報	農林業経営体調査客体候補名簿
配布・取集	【配布】調査員・職員、【取集】調査員・オンライン・職員
把握時	2020年2月1日現在

調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	2019年12月15日～2020年2月28日
調査事項	1. 経営の態様に関する事項、2. 世帯の状況に関する事項、3. 農業労働力に関する事項、4. 経営耕地面積等に関する事項、5. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、6. 農産物の販売金額等に関する事項、7. 農作業受託の状況に関する事項、8. 農業経営の特徴に関する事項、9. 農業生産関連事業に関する事項、10. 保有山林面積に関する事項、11. 育林面積等及び素材生産量に関する事項、12. 林業労働力に関する事項、13. 林産物の販売金額等に関する事項、14. 林業作業の委託及び受託の状況に関する事項、15. その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項
調査票－2	農山村地域調査票（市区町村用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市区町村
客体数／母集団数	約1,900
選定方法	全数
母集団情報	調査実施年の2月1日現在の市区町村
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	2020年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	2020年1月15日～2月28日
調査事項	総土地面積・林野面積に関する事項
調査票－3	農山村地域調査票（農業集落用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
客体数／母集団数	約140,000
選定方法	全数
母集団情報	農林業センサス農業集落名簿
配布・取集	【配布】郵送・調査員、【取集】郵送・オンライン・調査員
把握時	2020年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	2019年12月1日～2020年2月28日（ただし、左記の期間に未回収の調査票については、2020年4月1日～6月30日の期間で調査員調査を行う。）
調査事項	1. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、2. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
民間企業の勤務条件制度等調査	平成30年9月4日	人事院職員福祉局 職員福祉課	民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	7,432企業	無作為抽出	郵送 オンライン 職員	1年	毎年10月1日～ 11月20日	
海外事業活動基本調査	平成30年9月7日	経済産業省大臣官 房調査統計グルー プ企業統計室	我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための資料を得ることを目的とする。	全国	2	13,200企業	全数	郵送 オンライン	1年	毎年8月31日まで	
食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査 (変更前の名称:食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査)	平成30年9月18日	農林水産省食料産 業局食品製造課食 品企業行動室	食品の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策として、危害要因分析・重要管理点(HACCP)に沿った衛生管理の導入を推進していく必要があるとされていることから、HACCPに沿った衛生管理の導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,500企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月下旬～ 11月下旬	
能力開発基本調査	平成30年9月20日	厚生労働省人材開 発統括官付人材開 発政策担当参事官 室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。	全国	3	7,300企業 7,200事業所 29,500人	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	1年	[企業調査・事業所調 査] 毎年10月1日～12月 12日 [個人調査] 毎年10月15日～12 月26日	
体育・スポーツ施設現況調査	平成30年9月27日	文部科学省スポーツ 庁参事官(地域振興 担当)	体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等スポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。	全国	6	1,788教育委員 会 1,381校	全数	オンライン	1回限り	平成30年10月中旬 ～12月下旬	
通信利用動向調査	平成30年9月28日	総務省情報流通行 政局情報通信政策 課	利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	40,600世帯 5,900企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年11月下旬 ～12月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、回収率向上方策の検証等が必要であるとの観点から、1回限りで承認

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	「城野駅南地区まちづくり」に関するアンケート	平成30年9月3日	北九州市教育委員会事務局総務部子ども図書館準備室	小倉南図書館の利用状況等を把握し、国土交通省の国庫補助「都市再生整備計画事業」における、城野駅南地区の事後評価を測定するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	300人	無作為抽出	職員	1回限り	平成30年10月2日～10月8日
	川崎市空き家所有者アンケート調査	平成30年9月4日	川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課	川崎市が把握している空き家と思われる建物の空き家となった経緯、維持管理の状況、利活用の意向等について、所有者に調査を実施して把握し、空き家の予防・利活用等を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市全域	1	750人	全数	郵送	不定期 (原則5年)	平成30年9月中旬～10月中旬
	宮崎県の首都圏への航空貨物の増加に向けた物流実態調査	平成30年9月6日	宮崎県総合政策部総合交通課	宮崎県における貨物輸送の実態を把握し、今後の航空貨物増加の可能性の検討をするための基礎資料を得ることを目的とする。	宮崎県全域	1	2,000事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年9月下旬～12月上旬
	宮崎県内の家庭教育の実態に関する調査	平成30年9月6日	宮崎県教育庁生涯学習課	宮崎県における家庭教育の現状を把握し、家庭教育支援の効果的な方策について検討を進める上での参考とすることを目的とする。	宮崎県全域	1	2,610人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年10月1日～10月31日
	滋賀県スポーツ実施状況調査	平成30年9月12日	滋賀県県民生活部スポーツ局	滋賀県民のスポーツ実施状況に関する意識と実態を把握し、今後のスポーツ推進に向けた施策に資する基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	2,000人	無作為抽出	オンライン	1年	毎年10月1日～11月30日
	歯科衛生士の就業支援に関するアンケート調査	平成30年9月13日	愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課	歯科衛生士の就業状況の実態を把握し、離職防止及び就業定着に向けた施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	1	6,000人	全数	郵送 オンライン	1回限り	平成30年11月中旬～平成31年1月15日
	避難行動に関する調査	平成30年9月14日	北九州市危機管理室危機管理課	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及びその周辺に在住している市民の避難に関する意識、実態を把握し、より良い避難情報を提供するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,047人	有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成30年9月19日～10月3日
	訪日外国人旅行者市内実態調査(クルーズ旅客)	平成30年9月20日	横浜市文化観光局MICE振興部観光振興課	横浜港からクルーズに乗下船する訪日外国人旅行者の実態及びニーズを把握し、海外誘客プロモーションや受入環境整備に係る施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	横浜市全域	1	200人	有意抽出	調査員	1回限り	平成30年9月25日～平成31年1月31日
	岩手県 女性の活躍推進に関するアンケート調査	平成30年9月21日	岩手県環境生活部若者女性協働推進室	岩手県における女性の活躍推進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性活躍の取組を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	1	1,000事業所	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年11月中旬～12月下旬
	少子化に関する県民意識調査	平成30年9月21日	愛知県健康福祉部子育て支援課	結婚、妊娠・出産、子育てをめぐる愛知県の現状や県民のニーズを把握し、本県における少子化対策の課題を明らかにすることを目的とする。	愛知県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年10月22日～11月7日
	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	平成30年9月21日	岡山県保健福祉部子ども未来課	今後の子育て支援の指針となる新たな「岡山いきいき子どもプラン2020(仮称)」の策定に当たり、結婚、出産、子育てに関する現状や意識などを収集、分析するとともに、合計特殊出生率の地域格差の要因について、県民の意識面からの分析を行うことで、岡山県が取り組むべき少子化対策や子育て支援に係る施策の評価、検証するための基礎資料としてだけでなく、今後の施策の方向性についての検討材料とすることを目的とする。	岡山県全域	1	8,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年9月～10月

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	委託業務に係る賃金実態調査	平成30年9月25日	神奈川県会計局調達課	神奈川県発注の委託業務に直接携わる従業員に支払われる賃金の実態を把握し、公契約条例を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	神奈川県全域	1	150者	全数	オンライン	1年	毎年1月20日～2月20日
	公契約条例の可否を含めた検討のための労働者賃金等に係る実態調査	平成30年9月27日	神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課	県土整備局が発注する公共工事に従事する労働者の賃金等の実態を把握し、公契約条例の導入の可否を含めた検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	神奈川県全域	1	354企業	全数	オンライン	1年	毎年11月1日～2月第二週金曜日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	男女共同参画に関する意識・実態調査	平成30年9月3日	埼玉県県民生活部 男女共同参画課	男女平等の視点から埼玉県民の男女共同参画に対する意識や家庭生活の役割分担の実施等を把握し、今後の県の施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	埼玉県全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	平成30年9月上旬～ 9月下旬
	なら健康長寿基礎調査	平成30年9月5日	奈良県福祉医療部 医療政策局健康推進課	奈良県民の日常生活の中での健康づくりの取り組みの実態や健康に関する生活習慣や地域活動(ソーシャルキャピタル)の実態を把握することにより、なら健康長寿基本計画を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	11,400人	無作為抽出	郵送	1年	毎年9月15日～ 10月15日
	中区昼間人口層調査	平成30年9月10日	名古屋市中区区政 部企画経理室	昼間人口が常住人口の約4倍である状況を踏まえ、中区政に対するニーズを把握し、区政運営に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。	名古屋市中区 全域	3	1,000事業所 2,400人	無作為抽出	郵送 調査員	不定期 (原則5 年)	平成30年9月18日～ 10月31日 平成30年9月18日～ 10月31日のうち休日2 日間
	労働条件実態調査	平成30年9月13日	鹿児島県商工労働 水産部雇用労政課	鹿児島県内の企業に雇用されている常用労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査し、これらの現状を明らかにすることで、労働行政の資料を得ると共に、労使関係者等に資料として提供し、労使関係の近代化と安定促進に寄与することを目的とする。	鹿児島県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月1日～ 10月31日
	東京都福祉保健基礎調査 (障害者の生活実態)	平成30年9月14日	東京都福祉保健局 総務部総務課	東京都内に居住する、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者の生活実態を把握することにより、東京都における障害者施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	4	7,200人	無作為抽出	調査員	1年	毎年10月中旬～ 11月中旬
	神奈川県外国人観光客実 態調査	平成30年9月14日	神奈川県国際文化 観光局観光部国際 観光課	外国人観光客の神奈川県への来訪実態を把握し、戦略的なプロモーションや受入環境整備に係る施策立案のための基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県全域	2	1,500人	有意抽出	調査員 郵送 宿泊施設 経由	1年	毎年10月1日～ 12月31日
	県民健康・栄養調査	平成30年9月14日	神奈川県健康医療 局保健医療部健康 増進課	神奈川県民の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とする。併せて、「かながわ健康プラン21(第2次)」で設定した目標の基準値、目標達成度の評価にも活用し、健康増進に関する情報提供を行うことを目的とする。	神奈川県全域	1	1,000人	無作為抽出	調査員	不定期 (原則5年 (ただし、 平成29年 ～平成31 年は毎年 実施))	平成30年11月1日～ 11月30日
	子どもと子育てに関する調 査	平成30年9月18日	青森県健康福祉部 こどもみらい課	青森県内の0～15歳の子どもを持つ親及び20～39歳の独身者を対象に、子どもと子育てや結婚に関する実態や意識を把握し、子育て支援施策及び結婚支援施策の基礎資料とすることを目的とする。	青森県全域	2	5,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則5 年)	平成30年10月15日～ 11月2日
	滋賀県ひとり親家庭等生活 実態調査	平成30年9月18日	滋賀県健康医療福 祉部子ども・青少年 局	ひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭及びひとり暮らし寡婦)の生活実態を把握し、福祉施策の構築及び推進に当たり必要な基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	3	4,000世帯	全数 無作為抽出	郵送 市町職員	5年	平成30年9月14日～ 9月27日
	受動喫煙防止に関する施 設調査	平成30年9月20日	広島市健康福祉局 保健部健康推進課	広島市内の健康増進法第25条対象施設における受動喫煙防止対策の実施状況及び受動喫煙防止対策実施上の問題点等を把握することにより、今後の受動喫煙防止対策の推進方策検討資料とすることを目的とする。	広島市全域	1	2,800施設	無作為抽出	郵送	2年	平成30年11月1日～ 11月30日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	「静岡市子ども・子育て支援プラン」策定のためのニーズ調査 (変更前の名称:静岡市子ども・子育て支援事業計画市民ニーズ調査)	平成30年9月27日	静岡市子ども未来局 子ども未来課	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、静岡市における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の現状とニーズを把握することで、子どもの健全な成長と子育て環境の整備にかかる施策を推進する基礎資料を得ることを目的とする。	静岡市全域	2	7,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年10月15日～ 10月31日
	岐阜県ひとり親家庭実態調査	平成30年9月28日	岐阜県健康福祉部 子ども・女性局子ども家庭課	岐阜県内の居住するひとり親家庭の実態調査を実施し、県が今後、子育て・生活支援等、ひとり親家庭に対する自立支援体制の確立に向けた福祉施策を推進していくための基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	3	2,500世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年10月上旬～ 10月31日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。